

広島県告示第九百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和七年十二月十一日までの間、縦覧に供する。

令和七年十一月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道井関加茂線	福山市加茂町字北山三七九七番一地从から 福山市加茂町字北山三七八三番一地从先まで	令和七年十一月二十七日